主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人國本明、同村上洋の上告趣意は、量刑不当、事実誤認、単なる 法令違反の主張であり、被告人Bの弁護人有賀功の上告趣意は、憲法一四条違反を いう点もあるが、実質はすべて量刑不当の主張であり、被告人Cの弁護人前川澄の 上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人Dの弁護 人萬野光彦の上告趣意は、量刑不当の主張であり、被告人Eの弁護人佐々木熈の上 告趣意第一点は、判例違反をいうが、その実質は事実誤認の主張に帰し、同第二点 は、量刑不当の主張であり、被告人Fの弁護人村藤進の上告趣意は、量刑不当の主 張であり、被告人Gの弁護人村藤進の上告趣意は、量刑不当の主張であり、被告人 Hの弁護人網野久治の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人Iの 弁護人佐伯仁の上告趣意は、量刑不当の主張であり、被告人」の弁護人福田栄一の 上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人Kの弁護人網野久治 の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、被告人Lの弁護人網野久 治の上告趣意第一は、憲法三七条二項違反をいうが、その実質は単なる法令違反の 主張に帰し、同第二は、量刑不当の主張であり、被告人Mの弁護人高野敬一の上告 趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、以上いずれも適法な上告理由にあた らない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年七月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝